主 本件上告はいずれもこれを棄却する。

本件上告の趣意は末尾に添附してある弁護人高橋義次同保坂治喜作成名義上告趣旨書と題する書面記載の通りである。これに対し当裁判所は次の通り判断する。

第二点 刑法第五條の法意は同一事件について外国も裁判権を有し又我国も裁判権を有する場合に於いて外国が同一行為について已に確定裁判をして居ても外国の裁判は我国に於て既判力を認められて居ないから更に同一行為について裁判をし処罰するを妨げないと謂うのであるから同條が適用せられるには同一事件について外国も裁判権を有し又我国も裁判権を有すると言うことが前提條件である。

一次に刑法第五十五條所定の連続犯なるものは本来の一罪ではなく取扱上の一罪である。即本來は数罪であるが被告人の利益の爲に裁判上一罪として取扱ひ処断するものである。従つて連続犯を構成する個々の罪が同一裁判権に服し裁判上一罪として取扱い得ることが前提條件である。

〈要旨第一〉仮令連続したる数個の同一罪名に触れる行為であつても一部が外国の裁判に服し他の一部が我国の裁判に服す〈/要旨第一〉ると言う様な場合は全部を一罪として取扱うことができない筋合であるからして両者間には連続犯の関係は認められないのである。して見ると一部について外国の確定裁判があつても他の部分について我国が裁判をする〈要旨第二〉場合に同一事件について裁判をすると言うことができないから刑法第五條の適用はない訳である。従つて犯人〈/要旨第二〉が右外国の裁判の執行を受けても我国が他の部分について裁判をする場合に刑の執行を減軽したり又は免除したりすることはあり得ないのである。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 細谷啓次郎)